

課の発着	底務課、相談課、指導課																底務課一管理課											指導課一調査指導課											調査指導課一調査・社会復帰課に改称											救急情報課開設										
	年度	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27							
対象者別	精神保健福祉改革期																																																											
< 昭和39年～昭和60年 >																																																												
社会復帰事業研修Ⅰ→H9～精神保健福祉研修(社会復帰関係者コースへ)																																																												
県・政令市保健所の精神衛生相談員・精神保健相談員																																																												
保健婦																																																												
衛生教育担当者																																																												
栄養士																																																												
県立病院福祉職																																																												
県立病院心理職																																																												
保健所の福祉職																																																												
保健所の心理職																																																												
県・政令市保健所の関係職員																																																												
社会復帰事業研修Ⅱ→社会復帰施設研修→																																																												
精神障害者地域作業所指導員																																																												
職親																																																												
生活ホーム・援護寮・授産所・福祉ホーム職員																																																												
社会復帰施設職員																																																												
職親等																																																												
運営委員																																																												
精神障害者地域作業所運営委員																																																												
就労支援技術研修→精神保健福祉担当者研修(技術)などへ																																																												
社会復帰施設等の職員、就労支援促進事業の実習事業所の職員、登録ジョブコーチ、就労支援に関する国・県、市町村の関係職員																																																												
酒害予防研修→精神保健福祉担当者研修(依存症対応)																																																												
県・政令市保健所の精神衛生相談員																																																												
県・政令市保健所の精神保健相談員																																																												
保健婦																																																												
県立病院福祉職																																																												
県立病院心理職																																																												
福祉事務所職員																																																												
県・政令市保健所の保健婦・福祉職																																																												
保健所の関係職員																																																												
県立病院関係職員																																																												
県市町村保健福祉関係職員																																																												
県・政令市・市町村の保健福祉関係職員・その他関係機関職員																																																												
県・政令市・市町村の精神保健福祉関係職員、その他関係機関職員																																																												
精神健康研修																																																												
県・政令市保健所の保健婦																																																												
精神保健相談員等																																																												
県・政令市保健所の福祉職																																																												
精神保健相談員認定研修会																																																												
保健婦																																																												
思春期精神保健研修→精神保健福祉担当者研修																																																												
思春期精神保健相談に従事する医師・保健婦・助産婦・ケースワーカー等																																																												
県・政令市保健所保健婦・福祉職・その他関係諸君																																																												
県・政令市・市町村の精神保健福祉関係職員、その他関係機関職員																																																												
老人性痴呆疾患従事者研修→精神保健福祉担当者研修																																																												
県保健所・支所・政令市・市町村の保健婦等																																																												
県保健所・支所・政令市・市町村の保健婦等で原則全日出席できるもの																																																												
県保健所・支所・政令市・市町村の保健婦および福祉職等で1年以上の従事経験																																																												
県・政令市・市町村の保健婦・福祉職等																																																												
県・政令市・市町村の保健福祉関係職員・その他関係機関職員																																																												
県・政令市・市町村の精神保健福祉関係職員、その他関係機関職員																																																												
精神保健福祉担当者研修(技術)																																																												
県・県城市町村・社協等の保健福祉関係者																																																												
県・県城市町村保健福祉関係職員																																																												
県・県城市町村精神保健福祉担当職員																																																												
保健福祉事務所職員等																																																												
社会復帰施設・医療機関(デイケア)の職員																																																												
医療機関・社会復帰施設等関係機関職員																																																												
作業所職員																																																												
家族会・当事者会・ボランティアグループ																																																												
ボランティア																																																												
相談職員等																																																												
精神保健福祉担当者研修(専門)																																																												
県・県城市町村の精神保健福祉関係職員																																																												
県・県城市町村の精神保健担当職員及び相談機関職員等																																																												
県・県城市町村精神保健福祉担当職員(関係機関職員等)																																																												
保健福祉事務所職員等																																																												
県保健予防課の精神保健福祉担当職員																																																												
市保健所の精神保健福祉担当職員																																																												
県精神保健福祉センターの精神保健福祉担当職員																																																												
精神科医療機関																																																												
社会復帰施設等関係機関職員																																																												

2 研修対象者の変遷

(1) 昭和40年～昭和45年

精神衛生センター設立当初は精神衛生相談員の数も少なく、「保健所精神衛生担当者研修」が大きな柱だった。昭和42年からは「保健所保健婦研修」が始まり、対象も保健予防課長、保健婦長、主任保健婦、保健所医師など幹部にまで拡大していった。

法改正後、日が浅いということもあり、職種を問わず医療社会事業員、保健婦、事務関係者など様々な立場の人が研修に参加する状況があった。その後の担当者研修は、保健所保健婦と医療社会事業員が主流になっていった。

(2) 昭和45年～昭和60年

昭和45年頃からは、対象者を保健所職員のみでなく、地域関係諸機関の職員に対しても広げていった。この頃の当所の教育研修は保健所関係職員を対象に資質の向上を目的とするものであり、地域関係諸機関の職員に対しての研修は「神奈川県精神衛生協会」の主催する研修に全面的援助を行うことであっていた。

また昭和59年度からは、衛生部と福祉部の研修相互乗り入れの実施に伴い、福祉事務所職員や心理職まで対象者を拡大していった。

(3) 昭和61年～平成14年

法改正や業務の拡大等に伴って事業別研修が始まり、対象者も民間の精神障害者地域作業所指導員や職親に加えて、生活ホーム等の職員、地域作業所の運営委員、政令市福祉事務所職員等に拡大していった。平成11年度からは、平成14年度の法改正に向けての市町村支援として「地域精神保健福祉市町村研修」を立ち上げ、各地域の保健福祉事務所と共催で「精神保健福祉市町村研修」を行った。

さらに、平成12年度から開始された「精神障害者ケアマネジメント従事者養成研修」では、対象を保健福祉事務所や医療機関・生活支援センター等の専門職に市町村職員が加わり、平成18年からは3障害統合で実施され、それに協力する形となった。

(4) 平成15年から現在

市町村へ精神保健業務が移管され、各市町村の課題もそれぞれ異なるため、各地域のニーズに応じた内容の「精神保健福祉市町村研修」を実施した。この研修は平成17年度に「精神保健福祉地域支援研修」と名称変更した。また、基礎研修は従来の新任研修と基礎研修を一体化し、担当者研修については専門・技術の2本に絞られたが、平成20年度以降は専門研修のみが残った。

平成16年度からは、病院実習中心の「衛生部転入福祉職研修（新任研修）」が開始された。平成21年度までは病院実習中心であったが、平成22年度以降は内容が病院研修・業務説明等に変更され、現在に至っている。

平成21年度以降は、「基礎研修」「新任研修」「精神保健福祉担当者研修」「精神保健福祉地域支援研修」の4本立てが主流となり、現在に至る。